

福井県告示第 6 4 4 号

県立病院関連施設（教育）建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成 10 年福井県告示第 7 4 9 号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第 2 項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

平成 16 年 11 月 8 日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

県立病院関連施設（教育）建築工事

(2) 工事場所

福井県福井市四ツ井 2 丁目地係

(3) 工事概要

ア 建築物の用途	養護学校、教育研究施設
イ 建築物の構造および階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 5 階
ウ 建築物の規模	延べ面積 12,816 m ²
エ 建築物の敷地面積	64,373 m ²
オ 使用する主要な資材	コンクリート 約 11,000 m ³ 鉄骨 約 1,500 t

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の営業所をいう。）を有する 4 の建設業者（法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。）により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、福井県内に主たる営業所（法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事 A 等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（昭和 27

年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率が、いずれも15パーセント以上であること。

オ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(2(2)アの再認定を受けた者を除く。)でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者で、国家資格を有する者をこの工事の現場に専任で配置すること

ができること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証および監理技術者講

習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。ただし、この

工事に関する入札公告において定める基準を満たしている者であること。

(3) 共同企業体の構成員のうち代表者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 経営事項審査(法第27条の23第1項の審査で、平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間の日を当該審査の基準日とするものに限る。)の結果、

建築一式工事の総合評点(建築一式工事に係る客観的事項について算定した点数をいう。)が1,200点以上であること。

イ 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

ウ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

(4) 共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員は、次の要件を満たしていること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次により申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体の構成員の経営事項審査結果通知書（経営事項審査（法第27条の23第1項の審査で、平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間の日を当該審査の基準日とするものに限る。）の結果についての公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号）による改正前の法第27条の27第1項の規定による通知の文書をいう。）の写し

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3（1）アからカの提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

平成16年11月8日（月）から同年11月18日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部営繕課

(3) 提出書類の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ 提出部数

正1部 副1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体については、この工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については、この工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、福井県土木部土木管理課（電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 4 7 0）に照会すること。

入 札 公 告

県立病院関連施設（教育）建築工事について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年11月8日

福井県知事 西川 一誠

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

県立病院関連施設（教育）建築工事

(2) 工事場所

福井県福井市四ツ井2丁目地係

(3) 工事概要

ア 建築物の用途	養護学校、教育研究施設
イ 建築物の構造および階数	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上5階
ウ 建築物の規模	延べ面積 12,816㎡
エ 建築物の敷地面積	64,373㎡
オ 使用する主要な資材	コンクリート約11,000㎥、鉄骨約1,500t

(4) 工期

平成19年1月31日まで

(5) 設計額

2,312,622,000円（消費税および地方消費税相当分を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決

定された共同企業体で、次の（1）から（5）に掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による

当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

（1）福井県の競争入札参加資格について建築一式工事のA等級の資格を有すると決定された共同企業体であること。

（2）次のアからカの要件を満たす4の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下

「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）により構成された共同企業体であること。

ア 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ウ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- エ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または、退職一時金制度を有していること。
- オ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（２（２）アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- カ 福井県内に営業所（法第３条第１項の営業所をいう。）を有する者であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、福井県内に主たる営業所（法第３条第１項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。
- （３）共同企業体の構成員のうち代表者が、次の要件を全て満たしていること。
- ア 経営事項審査（法第２７条の２第１項の審査で、平成１３年１０月１日から平成１４年９月３０日までの間の日を当該審査の基準日とするものに限る。）の結果、建築一式工事の総合評点（建築一式工事に係る客観的事項について算定した点数をいう。）が１，２００点以上であること。
- イ 平成６年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、次の①および②のいずれの条件も満たす建築物の建築工事（改修工事を除く。）を施工した実績を有する者であること。
- ① 規模 延べ面積 ５，０００㎡以上
- ② 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造
- （４）共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員は、平成６年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員（出資比率１５％以上のものに限る。））としての実績でも可）として、次のアおよびイのいずれの条件も満たす建築物の建築工事（改修工事を除く。）を施工した実績を有すること。
- ア 規模 延べ面積 １，０００㎡以上
- イ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造
- （５）共同企業体の構成員は、次のアの条件を満たす法第２６条第１項に規定する主任技術者または同条第２項および第４項に規定する監理技術者（以下「監理技術者等」という。）で、国家資格を有する者をこの工事の現場に専任で配置することができること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。ただし、監理技術者は、次のアおよびイのいずれの条件も満たす者であること。
- ア 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- イ 平成６年度以降において、監理技術者として、２（３）に掲げる建築工事（改修工事を除く。）を施工した経験を有する者であること。（現場代理人としての経験は不可。）

３ 資格の確認に関する事項

（１）申請手続等

この入札に参加を希望する者は、平成１６年１１月１８日（木）までに、申請書（様式第１号）に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

（２）資格の確認の通知

確認は、共同企業体の代表者に対し、書面により通知する。

(3) 資料の作成要領

資料はアについては様式第2号、イについては様式第3号により作成すること。

ア 2(3)および(4)に掲げる建築物の建築工事を施工した実績

イ 配置予定の監理技術者等および現場代理人の資格、経歴、経験等

(4) 申請書および資料（以下「申請書等」という。）の提出期間等

ア 提出期間

平成16年11月8日（月）から同年11月18日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部営繕課

ウ 提出方法

持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ 提出部数

正1部 副1部

(5) 資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、平成16年12月9日（木）午後4時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に提出しなければならない。

ウ イの書面は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ ウの書面の提出があったときは、県は、平成16年12月13日（月）までに、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 図面等の配布に関する事項

この入札に参加しようとする者は、図面（概略）等の写しの配布を受けることができる。

(1) 配布期間

申請書等の提出期間と同じとする。

(2) 配布場所

申請書等の提出場所と同じとする。

(3) 設計図書の有償による交付

申請書等を提出した者は、申請書等を提出後、資格の確認を受けた場合に限り、有償でこの入札に係る工事の設計書および図面の全部の写しの配布を受けることができる。

(4) 図面等に関する質問

ア 入札説明書に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次により提出すること。

(ア) 提出期間

平成16年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(イ) 提出場所

申請書等の提出場所と同じとする。

(ウ) 提出方法

持参または郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

イ 県は、アの書面の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、速やかに、書面により回答するものとする。なお、質問の内容については、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

平成16年12月20日（月）から同年12月24日（金）まで（休日を除く。）

の午前9時から午後4時まで

(イ) 閲覧場所

申請書等の提出場所と同じとする。

5 入札の執行の日時および場所ならびに入札書の提出に関する事項

(1) 入札日時

平成16年12月27日(月)午前11時00分から

(2) 場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階 大会議室

(3) 提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出するものとし、郵送、電報または電送による提出は認めない。

(4) その他

入札の参加に当たっては、3(2)による資格の確認の結果に係る通知書の写しを提示すること。

6 入札の方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載する金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は、2回を限度とする。

7 工事費内訳書の提示

(1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回の入札に係る入札書に記載する金額に対応す

る工事費内訳書を提示しなければならない。

(2) 工事費内訳書には、数量、単価および金額を記載すること。

(3) 工事費内訳書は、担当者が確認の後、返却する。

(4) 工事費内訳書は、参考書類として提示を求めるものであり、この入札およびこの入札に係る契約上の権利義務を生じさせるものではない。

8 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額(消費税および地方消費税を含む。)の100分の5以上、契約保証金は、契約金額(消費税および地方消費税を含む。)の100分の10以上とし、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定により納付すること。

9 入札の無効に関する事項

福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに現場説明書において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請提出後入札までに共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者のした

入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格により工事を施工することとした場合において、当該価格ではこの入札に係る工事の契約の内容に適合した工事が行われずおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

11 契約書作成の要否
要

12 契約条件

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）による。

13 配置予定技術者の確認に関する事項

本工事の落札者決定後、落札価格（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が500万円以上となった場合には、契約前に3(3)イで申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得第14の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

14 支払条件

- (1) 請負代金は、平成16年度から平成18年度までの年度ごとに分割して支払う。
- (2) 前払金額は、別に定める範囲内の額とする。ただし、年割計算とする。

15 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たとき限り、当該仮契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員がこの入札

に係る工事以外の県の工事に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、

県は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札心得、契約書案および福井県工事請負契約約款を熟読し、遵守すること。
- (2) その他不明の点については、福井県土木部営繕課（電話 0776-20-0509）に照会すること。

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

共同企業体の名称

代 表 者 印

構 成 員 印

構 成 員 印

構 成 員 印

平成 1 6 年 1 1 月 8 日付けで入札公告のありました、県立病院関連施設（教育）建築工事に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 配置予定の監理技術者等および現場代理人の資格、経歴、経験等を記載した書面

申請内容に関する照会先

会 社 名
担 当 部 署
担当者氏名

電 話 番 号
F A X 番 号

同種の工事の施工実績（例）

共同企業体名

会社名

項目	番号	例	(会社名)	(会社名)	(会社名)	(会社名)
工事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇建築工事				
	発注機関名	〇〇県・市町村				
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)				
	契 約 金 額	〇〇〇〇〇〇〇円				
	工 期	平成 年 月~平成 年 月				
	受注形態等	単体／共同企業体(出資比率)				
工 事 概 要 等	建 物 用 途	〇〇〇〇				
	延 面 積	〇, 〇〇〇㎡				
	構 造	S R C ・ R C				

注 公告 2（3）および 2（4）の条件を確認できる施工実績について記入すること。 同種の工事の施工実績（工事が完了しているもの）を確認するものとしては、契約書の写し・図面等工事の施工実績が確認できる資料を添付すること。

配置予定の監理技術者等および現場代理人の資格、経歴、経験等

項目		氏名	〇〇〇〇 (監理技術者：会社名)	〇〇〇〇 (主任技術者：会社名)	〇〇〇〇 (主任技術者：会社名)	〇〇〇〇 (主任技術者：会社名)	〇〇〇〇 (現場代理人：会社名)
最終学歴			〇〇大学建築学科 〇〇年卒業				
法令による免許			一級建築士、一級建築施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)				
工事 名称 等	工 事 名						
	発注機関名						
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)					
	契 約 金 額						
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月					
	従 事 役 職	現場代理人・監理（主任）技術者					
工事 概 要 等	建 物 用 途	〇〇〇〇					
	延 面 積	〇, 〇〇〇 m ²					
	構 造	S R C ・ R C					

注 現場代理人および公告 2（5）の条件を確認できる監理技術者、主任技術者について記入すること。
現場代理人および監理技術者は、同一人が兼ねることができる。